

第65回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成29年9月6日(水) 午後1時30分～午後4時00分

(2) 場所 福島テルサ3階 中会議室 あづま

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、今泉裕、小堀健太、齋藤玲子、佐藤初美、島田マリ子、新城希子、高野宏之、高嶋亮

イ 県側

入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課長、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、
出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課長、警察本部会計課主幹、
県北農林事務所農村整備部長、県北農林事務所専門技術管理員、農村基盤整備課主幹、
県北流域下水道建設事務所次長(業務担当)、
県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、県北建設事務所道路課長、
相双建設事務所復旧・復興部長、相双建設事務所専門技術管理員、
いわき建設事務所建築住宅部長、相双地方振興局出納室副室長兼出納課長、
いわき地方振興局出納室長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成29年4月～6月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(平成29年6月～7月分)

(2) 審議事項

ア 抽出案件について

イ 建設関係団体等からの意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

(5) 審議事項

ウ 工事及び測量等委託業務の最低制限価格等の見直しについて

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第65回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

なお、本日、総務部政策監におきましては、都合により欠席となっております。申し訳ございませんが御了承願います。

また、本日の会議は、軽装での開催といたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくをお願いいたします。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が2件、審議事項が3件でございますが、このうち審議事項「ウ 工事及び測量等委託業務の最低制限価格等の見直し」につきましては、非公表の最低制限価格等に関する審議ですので、会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項第3号に該当するものとして、本日の最後に非公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

【伊藤委員長】

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について(平成29年4月～6月分)」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきましては、質問等があればお願いします。

(意見がないことを確認して)

それでは次に参ります。

次に、報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」平成29年6月～7月分」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

(意見がないことを確認して)

次に、審議事項ア「抽出案件について」です。テーマは、「総合評価方式のうち標準型・簡易型で価格逆転が生じた案件」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。齋藤委員、佐藤委員の順番で説明をお願いします。

【齋藤委員】

私は、案件番号1、2、5を抽出いたしました。落札価格と順位の乖離が大きいもの、逆転率が大きいもの、それ以外の要素として落札率、あるいは落札価格がともに高いもの、落札率が高いというものは98%の5番。そのような理由で選びました。

【佐藤委員】

施工計画の適切性が、総合評価方式の評価結果に大きな影響をもっている案件という基準で選びました。かなり施工計画の適切性の配点が高くて、この点数の差が開いているものがありましたので、施工計画の適切性というのは、どういう点で差が出ているのかという点をお伺いしたくて選ばせていただきました。主に案件番号3について見てみたいところでございます。

【伊藤委員長】

まずはじめに、事務局から総合評価方式の概要等について、説明してください。

【入札監理課主幹】

(「資料3参考資料」により説明)

【伊藤委員長】

それでは、案件番号1、県北農林事務所の案件について説明してください。

【県北農林事務所】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【小堀委員】

資料3参考資料の2ページ目で「工事の総合評価方式の評価項目及び配点(加算点)」とありまして、念のための確認なのですが、企業の技術力、施工能力、過去5年以内の実績があれば1点、なければ0点というように、該当があれば加点、なければ0点ということよろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

はい。

【伊藤委員長】

④施工計画の適切性10点、⑤技術提案20点又は40点というのは、0点又は満点ということではないんですよ。

【入札監理課長】

資料3の4ページをご覧ください。施工計画の適切性に対する評価結果ということで、例えば、工事の工程表に関する項目では、工程計画、工事実施に当たっての留意点、特に優れている点の3つの項目があります。さらにその項目ごとに、どのようなことが書かれていれば加点するかという評価項目をあらかじめ定めております。例えば、1番目の業者ですと、工程計画では7.5点あったということで、配点上は25点のうち一番上の業者では、工事の工程表では7.5点しかとれなかった。2番目の業者については15点しかとれなかったということで見えていきまして、一番上の業者は、合計で29.5点となっているのですが、これを、最終的に何点入るかというのは、別の表で決まっております、0点以上50点未満であれば、0点。50点以上55点未満であれば1点加点しますという形で計算しています。そういった点で、一番下の業者は、合計点が61点ありましたので、別の表上では、60点から65点の点数を取っている業者には3点加点しますよということになっておりまして、施工計画の適切性では3点が加点となるということでございます。

【伊藤委員長】

ということは、満点が10点で、1番下の業者は3点取ったけれども、他の業者は50点未満だったので、0点だったということで、0点か満点かということではなくて、段階的に加点されるということですね。技術提案も同様ですか。

【入札監理課長】

技術提案は、項目ごとに配点が決められてまして、20点であると1つの項目を求める場合は20点、2つの項目を求める場合は1項目10点と、項目ごとに加点となります。

【齋藤委員】

一般の人が客観的に見てすぐ分かるような得点ではなくて、内部の点数リストがあって、そこから何点か加点されるということなんですか。

【入札監理課長】

どういうことが書いてあれば加点するか、県は何を強く見ているのかということ公表してしまいますと、応札者は当然そういうことを書いた施工計画を出してしまうので、そこについてはオープンにしません。工程計画については見ますよとオープンにしていますが、そこに何が書かれていれば、加点しますよということについては、差がつかなくなってしまうので、公表していないということです。

【伊藤委員長】

要するに、工事の工程表で、フルマークだと25点だけど、フルマークはどういうことなのかという基準は公表されていない。でも、ある程度推測はできますよね。

全部を100点満点にしておいて、何点なら加算点何点という換算表は公表されているのですか。

【入札監理課長】

それは公表しています。

【伊藤委員長】

では、施工計画の適切性で、100点満点中50点未満は0点でというのはわかるということですね。なので、秘密ではないのですけれども、あまり公表できない部分もあるので、そういうところは隠すということです。ただ、考え方の問題で、県としてはこういうところを見るんですよと明らかにしておいて、そこをきっちりやってもらえば、それでいい点数がもらえるというやり方だっていないことはないですよ。試験の問題だと、こういう問題だすよって言うおいて、一生懸命勉強して答案書くのと、問題がわからなくて書くのと、どっちでも試験としては成り立つので。これはどっちがいいとか、悪いとか言う問題ではなくて、どっちもあり得る話だと思います。

【佐藤委員】

そういうやり方もあると思うのですが、例えば、この施工計画の適切性のところで、そういうやり方をしていると、県の評価する者の恣意が入ってこないか、それをチェックする制度はどうなっているか、その辺りが気になる場所なのですが、何か工夫されているところはあるのですか。

【入札監理課主幹】

まず、評価は発注部所の課長、大きい部所ですと、専門技術管理員が評価し、その後所内の技術審査会にかけまして、それで適切かどうかを審査の上で、その後、出先ですと出納室単位で行われます技術審査会でチェックを行うということをしております。

【入札監理課長】

例えば、1の工程計画で、どういうことが書かれていれば評価するかということは、あらかじめ決めておいて、あとは形式的に書かれているか書かれていないかということで、加点する。ただ、それについても、加点の漏れがないかということについては、内部で二重チェックをしております。

【伊藤委員長】

要するに、客観的な加点の基準が事前にあるということですね。

【入札監理課長】

さらに、価格について分からない段階で加点をしますので、恣意性は働かない形は取っております。

【小堀委員】

今の案件の3ページ目と次の案件の10ページ目に、たまたま同じ業者が載っておりますが、施工能力で、3ページ目の方は、1点入っているのですが、10ページ目の方は該当なしという意味での横棒なのだと思うのですが、同じ業者なのに、違いが生じるというのは、どういうことなのか教えていただきたいと思います。

【入札監理課主幹】

施工能力については、発注ごとに同種同類の工事をやった経験ということで、横棒ということはその工事をやっていないということで、提案書に提案の申請がなかったということでの横棒です。

【伊藤委員長】

つまり、工事の種類が違うんですね、3ページと10ページでは。それで、工事の種別毎に評価するということです。

他いかがですか。

それでは、次に、案件番号2、県北流域下水道建設事務所の案件について説明してください。

【県北流域下水道建設事務所】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

ちょっと細かい話ですが、10ページの総合評価方式評価結果の真ん中から少し右側に「入札参加者の所在地」とありますね。標準型が2.5点とありますが、2.0点となっているのは、どういうことですか。

【県北流域下水道建設事務所】

工事箇所が国見町なので、国見町だと2.5点なのですが、国見町ではなくて県内でありましたので、2.0点という点がついています。

【伊藤委員長】

ということは、段階的に点がつくということですね。

それと、もう一つ、「新卒離職者雇用」とあるのですが、これも1.5点と2.5点とあるのですが、これも同じように段階的に点数がつくということによろしいですね。

【県北流域下水道建設事務所】

はい。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【齋藤委員】

除雪維持補修という項目がありますけれども、ポイントとしては見ていないものなのでしょうか。

【入札監理課主幹】

除雪維持補修については、工種が一般土木と舗装の時だけとなります。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

それでは、次に案件番号3、県北建設事務所の案件について説明してください。

【県北建設事務所】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件について、質問等があればお願いします。

【佐藤委員】

16ページを見ますと、落札者に満点の100点がついていますが、一回100点になると、次の他の工事でも施工計画に関しては、つぼを押さえれば100点獲れるんだなとわかって、他の工事でも100点獲れるというものなのではないでしょうか。

【県北建設事務所】

一概にそういうものではございません。工事によって内容がそれぞれ違いがありますので、発注者の方で、どこを評価するかということは、項目に違いが出ますので、この工事で100点だからといって、他の工事と同じくなるかということではないということでございます。

【佐藤委員】

この施工計画の適切性に関しては、評価のウェイトもかなり大きいということもありまして、内容的にも施工計画は適切で安全な計画、これは誰もが求める計画で、むしろ目標となることを明らかにして示した方が、より適切・安全な計画を立てていただけないかということではないかと思うのですが、これを明らかにしない意味というのが、評価

が明らかではないので今ひとつ実感できないのですけれども、このあたりはどうなのでしょう。目標を明らかにした方がいいということではないのでしょうか。

【伊藤委員長】

先ほどの齋藤委員の質問と同主旨だと思うのですが、これは、言ってみれば計画書、書類審査でこういうことが書かれていたら何点ですよ、こういうことが書かれていないからダメですよとなっているわけですよ。それで、55点と100点で、5点と10点ならまだわかるんだけど、2点と10点で、これでかなりの差がついて、逆転現象が起こってますよね。やり方としては、こういうことを踏まえて安全計画を立ててくださいますと事前にお伝えしておいて、県の意向に沿うような安全計画を立て、それがきちんとできていれば満点とした方がいいという面もあるかなと思うのですが、そういうことばかりやっている、差別化ができないということになるのでしょうかね。

【齋藤委員】

それだと本末転倒ということではないのでしょうか。わたしは佐藤委員のおっしゃったように事前に明らかにしておいて、その中での差別化をするべきであって、書いてあるか書いてないかで差をつけるというのは・・・。

【伊藤委員長】

本当は、いい計画を立てるといことと、計画通りに物事が進むといこととの両面をみないといけないのだけれども、計画通りに物事が進むといことは事後的になってしまうので、入札には使えない。けれども、今までの工事实績から、計画通り進めたかどうかといことも含めて次に反映させるといこともあり得ないことではないけれども、そんなに同じ業者が同じ工事を取るといこともないので。委員のみなさまどうですか。佐藤委員、齋藤委員からの御意見に対して。

【島田委員】

評価点としては、過去の実績と、新たに提出してもらったものの両方を見ているんですよ。

【入札監理課長】

施工能力については、過去の実績を反映させた点数になっています。

【島田委員】

それは、検査なりして評価していると思うのですが、提案するときの物言いが、例えば、私たちが受かるために一生懸命書こうと思えば、これで評価するよと分かっている、点が獲れるようにすると思うんですね。ただそれを分かりやすく評価するためには、例えば施工計画なんていうのは、工期がどの計画はこの期間、この計画はこの期間が実行可能期間だとかということが、適正な期間なのかといことか、この時点でどういう検査をするとか、細かいのがあると思うんですが、それを細かく問うよりは、それができる人間を配

置しているか。要するにそれを行うための研修を何人受けているかとか、むしろそっちの方が評価しやすいのではないかと思います。前もって評価項目を分かっているかどうかということよりは、評価の仕方が数字で分かる。そういうものが、今すぐではなくとも、もう少し具体的な評価の仕方があればいいんですが、今、このペーパーをみていると、どうしても書きようによって点数を上げようということがあるので、それを避けるために評価項目を隠しておきますということなのでしょうが、どちらも良いと思えない。もっと分かりやすい、オープンにするには、逆に評価項目についての数値化する方法を一から洗い出さないといけないので、時間もかかりますので、明らかにするのもいかなものかなという気がします。

【伊藤委員長】

今問題となっているのは、施工計画の適切性なのですが、それ以外の項目は、何点だったのか自己評価できるのですが、この部分は、自己評価が必ずしもできるわけではないですよ。それは、点数がもらえるつぼがどこなのかということや必ずしも分かっているかどうか、あるいは、分かっているだけでもちゃんと合っているかどうかということ、結果的に点数が10点と2点と開いてしまったわけですよ。特にこの点数は結構大きいので、この部分と一番下の技術提案は点数が大きいので、この部分が変わると、かなりの逆転が起き得る話になりますよね。ですから、余計に慎重に評価しないといけないし、どういう評価基準でやっているのかということや、一定程度どこまで業者にお知らせするのが適切なのか。「こことここが書いてあればいいですよ」ということが、計画ですからある程度可能ですよね。そうすると差別化ができないということになり、この項目を載せることがあまり意味がなくなってしまうわけで、これは微妙なところかなという気がするんです。他の委員の方向か御意見ございましたら。

他の県とか自治体も同じような項目がありますよね。それについて、同じようなことをやっているというような情報はお待ちだったりしますか。

【入札監理課主幹】

本県のように事前に評価する項目を決めておいて、合っていれば点数をつけるということと、出てきたものに対して比較して点数をつけるということとあるようですが、割合というのはつかめていないのですが、本県の場合、恣意的にならないように最初に項目を決めておいて、それとのマッチングでやっております。

【小堀委員】

16ページの工事の工程表であれば1と2、工程、品質、出来形及び安全管理計画であれば1, 2, 3, 4と、何となく感覚的にやるべきことをやっていれば、満点に近づいていくというイメージで。3の特に優れている点というのが、差別化という意味で理解していたのですが、特に優れている点というのが今回のケースだと全部0点なのですが、その辺の運用は実際のところどうなのでしょう。

【入札監理課主幹】

特に優れている点というのは、項目としてあげていなくて、さらにもっと思いつかなかったようなことをつけていけば点数ということです。

【伊藤委員長】

これ、50点以上だと50点にしかならないわけですね。

【入札監理課主幹】

書いてある標準的なことは当然やるので、それは点数にならなくて、それ+ α ですね。品質管理の箇所数を増やすとか、そういう提案は点数をつけるということです。

【伊藤委員長】

つまり、標準的な工程管理とかをしていたら、加点がもらえなくて、低い入札価格のものが負けてしまうということが起こりうるわけですね。 $+\alpha$ をすると点数がもらえると。県として、一体どの辺のレベルを求めているのですか。標準的な品質管理や安全管理をするのであればそれでOKではないかと。税金を使っているのだから、価格が安い方がいいのではないかとすることは当然考えられるのだと思うのですが、その辺のお考えはどうですか。

【入札監理課主幹】

その割合をだすのに、この除算式で、お金と点数の割合でやっているわけで。

【伊藤委員長】

少なくとも県が求める標準レベルはクリアしていますよということだったら、両方とも満点なり、同じ点数なら分かるんですけども、それに加えて何かやっていますよということが点数として加えられるとすれば、そのことによって価格が低いものが落ちてしまうということになりますよね。つまり標準以上のことをやることによって、税金が無駄遣いされるということになるわけですね。

【入札監理課長】

工事にもいろいろありまして、最低限の安全管理とか最低限のレベルがあると思うんですが、この工事に特化した、例えば人通りが多いところでの工事については、こういうところにうちの企業は配慮して事故が起こらないようにしますよだとか、

【伊藤委員長】

それなら、最初から県がそう求めればいいわけではないですか。

【新城委員】

16 ページのところですけども、工事実施に当たっての留意点、0点と20点となっているんですけども、0点と20点の違いがどんなものなのか、その違いが分かれば、この案件を抽出した意味があると思うので、言える範囲で結構なので、そこを教えてください。

【入札監理課長】

極端な例ですと、一切書かれていないような計画書が0点という場合があります。あとはそれぞれ加点するという予め決められた項目が書いてあれば加点するという例もありますし、具体的にこの場合はどうだったかというのは、詳しく見ていないので分かりません。

【県北建設事務所】

ざっくりで申し訳ないのですが、この工事ですと、0点と20点で何が違うかというところ、この工事が橋梁下部工ということで、私ども発注者としては、ここは重要でしょというところを何項目かあげています。それについて書いてほしいという部分について、20点の方は網羅していた。0点の方は、全くそれがなかったということです。

【伊藤委員長】

これは重要ですという部分を業者側には伝えていないんですよね。

【県北建設事務所】

もちろんそれは非公表です。

【伊藤委員長】

これをして欲しいというのを何で伝えないのですか。こういうことをやって欲しいという県側の要望があれば、それをやって下さいというのが本来の姿ではないのですか。

【県北建設事務所】

そうすると差がつかなくなってしまう。

【伊藤委員長】

差がつかなくてもいいじゃないですか。絶対差をつけなくてはいけないというわけではないわけですよね。これだけが評価ではなくて、社会性の面だとかいろいろあるので、この点で差がつかないということでもいいのではないのですか。それを県側としては、これはこの水準、これはこの水準と事前にいった方がフェアなんではないですか。何でもこう言うかという、結局忖意性が入ってしまうのではないかと疑われてしまうわけですよ。だって公表がされていないわけですよね。要するに差別化することと、もう一つは忖意性という問題があって、忖意性を100%排除できて、尚かつ県の求めるものをちゃんと提供するというやり方が一番正しいやり方です。そのことによって差がつかないとするならば、それはそれでいいのではないですか。何ら問題ない。無理矢理差をつける必要は

全くない。このシステム自体が検討する必要があると、皆さんの意見を聞いて思いました。県としては、なるべく差をつけるようにしようとしていますが、差をつけること自体がいいことかわからない。差をつける必要がない場合は、あえて差をつける必要はない。県側の要求水準を満たしていればそれで OK と。

【入札監理課長】

本県ではよりよい品質のものをより安くできるのが、県民の皆様にとっても一番いいという視点から総合評価を行っているところです。

【伊藤委員長】

これは、コストパフォーマンスで、安ければそれなりに品質が落ちるかもしれない。でも品質を高くするためにいくらでもお金を高くすればいいという話ではないですよ。一定の品質水準をクリアしていて、尚かつ安いのが一番ですよ。

【入札監理課長】

そのバランスということで、総合評価でやっております。

【伊藤委員長】

あまりにもこの下の2つが点数が高いわけですよ。それで差がつくわけですよ。そういうのを、あらかじめこういうのを計画に盛り込みなさいと事前に言わないで、県側の物差しだけでやって、点数がついて、高い入札価格のものが受かるとなると、納税者的に考えるとちょっと問題だと思いませんか。今日の委員の意見としていくつかあったと思いますので、今後の課題として受け止めていただけたらありがたいなと思います。

【入札監理課長】

このやり方について、検討して行きたいと思います。

【伊藤委員長】

福島と宮城は逆転が起こる確率が高いわけですよ。それ自体は悪いことではないですよ。総合評価するわけですから、逆転が全く起こらなかつたら、総合評価する意味がないわけで。ただ、逆転が多いということは、価格以外がかなり影響しているというわけなので、価格以外の要素が本当に適切に評価されているのか、項目が適切なのかということは常に見ていかないと高い工事をお願いするということになりかねないのでその辺は課題として受け止めていただけるとありがたいと思います。

それでは、案件番号4、相双建設事務所の案件について説明をお願いします。

【相双建設事務所】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件について、ご質問等あればお願いします。
今までの議論で出つくしたのかもしれませんが。

【小堀委員】

23ページの落札者決定基準というのが、公告前の7月28日に出されるということですが、これが22ページの例えば工事実施に当たっての留意点だとか、この辺を決めるのが、落札者決定基準という位置づけで理解してよろしいでしょうか。

【入札監理課主幹】

落札者決定基準というのは、総合評価委員会で決めるのですが、例えば施工能力で同種類似工事をどういう工事にするかとか、標準型・簡易型であれば、どういうところに留意してもらいだとか、標準型だと技術提案がありますので、自然環境の保全に対しての技術提案をしてもらおうだとか、そういう提案項目を決めることをございまして、それは公告に当たって評価基準として、こういう提案を出してくださいということで、公表しております。

【伊藤委員長】

他よろしいですか。
最後に、案件番号5、いわき建設事務所の案件について、説明をお願いします。

【いわき建設事務所】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件について、質問等がございましたらお願いします。

【高野委員】

この案件ではないのですが、16ページのところですが、工事の工程表1, 2, 3とありまして、下の業者は、1と2で50点になってしまって、配点が満点になっている。そうすると、3の特に優れている点は、0点しかありえないのか、5点、10点という点数がつく可能性があるのかどうか確認させていただきたいと思います。

それと、総合評価方式入札結果、様式第4号の表なのですが、これは、外部に公表されるものなのでしょうか。評価値算出価格ですが、入札価格が、評価基準価格より高い場合は、入札価格になるのですが、入札価格が評価基準価格より低い場合は、評価基準価格をここに記載するようになると思うのですが、そうすると評価基準価格は非公表なのかなと思うのですが、評価基準価格がだれでも分かってしまう数字になってしまうのかなと疑問に思ったので、その部分を確認させていただきたいと思います。

【入札監理課主幹】

特に優れている点については、例えば工程計画、実施に当たっての留意点でのマッチングで点数がもらえないけれども、そのほかに特に優れている点があれば点数を上げますということなので、すでに、1，2で満点であれば、これで満点ということになります、この場合は、0点しかありえません。

評価値算出価格について、ここに書かれているものは公表されていますが、その算出方法は非公表ですので、全く同じ工種で全く同じ額であれば推測がつかますが、新しい工事はいくらかというのは分からないということになります。

【高野委員】

12ページのところで、例えば、下から5つぐらいは、入札価格より評価値算出価格が高いわけですね。これがいわゆる評価基準価格なんだろうと読めるわけですね。評価基準価格がここで出るわけですが、それは分かっても構わないということでもいいんでしょうか。そうすると、総合評価方式の評価基準価格は非公表とっている部分での整合というのはどうなのかなと思います。

【伊藤委員長】

福島県は、最低制限価格は非公表としております。自治体によっては、公表しているところもあります。なので、これは考え方の問題ですね。

【島田委員】

予定価格は公表ですか。

【入札監理課主幹】

予定価格は事後公表です。

【島田委員】

最終的に決まってくる金額は、落札額は予定価格を決して上回らないですよ。みなさん入札額は予定価格よりも低い。加算点を加えられても入札額は予定価格よりも低い。

【伊藤委員長】

予定価格を超えた入札額の場合、総合評価の対象とならないわけです。自治体によってはまだ予定価格を事前公表しているところもありますよね。

予定価格よりも高い価格で入札した業者は、予定価格超過でその時点で失格となります。たまたま今回は予定価格超過がなかったわけですが、一つ、二つあってもおかしくはないですよ。

よろしいでしょうか。

それでは、次は、審議事項イ「建設関係団体等からの意見聴取」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

（「資料4」により説明）

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【高島委員】

昨年、どなたかの御意見で、団体も若干入れ替えを検討してはどうかという御意見があつて、要検討となったかと思うのですが、基本的には変えないということですね。

【入札監理課長】

昨年、若手の経営者とか、団体とかお話しがあつたと聞いておりますが、検討はしてみたのですが、対象となるような団体がなかなか見つからなかったもので、団体はそのままとし、個別事業者で比較的若い経営者の会社を選ぶということと、これまでの意見聴取の項目について、定例的であつたものは、見直して、それぞれの団体に応じたような内容に変更させていただきたいと考えております。

【伊藤委員長】

ここに上げられている以外にも建設関係団体はあるんですね。

【入札監理課長】

ありますが、これらの団体の構成団体の一部なので、結局この団体に集約されます。

【伊藤委員長】

それでは、次に、各委員の意見交換に移ります。

【齋藤委員】

予定価格超過は無効ですね。最低制限価格を下回ったものも無効ですね。その間で競争するのだと思つたのですけれども、評価値算出価格、つまり低入札でもよろしいけれども、そのラインの下であつたものは、評価値算出価格に引き戻されるとあつたのですが、これが分かりにくかつたので、御説明をいただけないでしょうか。

【伊藤委員長】

まず、総合評価方式の話ですよ。そのときに、最低制限価格がなくて、最低制限価格の代わりに評価基準価格があつて、計算式ではそれを使いますという価格の話ですね。説明をお願いします。なぜそうなのかという理由、そのままの予定価格をなぜ使わないのかということですよ。

【入札監理課主幹】

評価基準価格を設けないと、入札価格が低ければ低いほど、そこが一位になってしまうので、他の技術提案よりも入札価格だけで決まってしまうということを避けるために、ダンピング防止ということでやっております。

【齋藤委員】

最低制限価格だったら、わかるのですけれども、その基準はどういうふうなラインでここに線を引くのですか。

【入札監理課主幹】

最低制限価格ではなく、総合評価方式なので、この場合、調査基準価格というのですけれども、調査基準価格を設けております。これは点数をつけるための価格なので、契約額は、入札額になります。

【伊藤委員長】

おっしゃる意図はわかるのですが、要するに価格競争だけの場合、最低制限価格を設けるわけですね。それであまりにも安い価格だと、工事品質が保てないのではないかというような懸念があるので、少なくともこのぐらいの価格でないと品質の向上はできないでしょというのが、県側が予め示しておく。それと同じような意図で総合評価方式も評価基準価格を決めておくということですね。最低制限価格がないからいくらでも安い価格で入札ができてしまうわけですよ。それは有効は有効なのですよ。

【入札監理課長】

価格競争の場合は、最低制限価格を設けますが、総合評価方式では、最低制限価格制度に相当するものとして、低入札価格調査制度を採用しております。低入札価格調査では失格基準というのを設けておまして、それ以下であれば失格で、そこと評価基準価格の間のものについては、その安い金額で計算すると有利になってしまうので、それについては、評価基準価格に戻しましょうという制度となっておりますが、差し支えなければ、この後の審議の時に詳しく説明させていただきたいと思っております。

【伊藤委員長】

では、この話は後ほどお願いします。

【新城委員】

総合評価方式の評価項目の7ページですが、評価点が様々で、宮城県はこんなに細かい点数なのはどういうことなのかなということと、福島県で、この評価項目の点数を変更したことが、今まであったでしょうか。

【伊藤委員長】

宮城県はかなり細かい点数になっているので、その理由と、項目の見直しについてどのくらいの頻度でやられているのかということですね。

【入札監理課長】

はじめに項目の見直しにつきましては、今年の4月から県内業者の活用などについて、加点の中味を見直しています。

【新城委員】

中味もそうですが、配点ですね。点数はずっと変更なしですか。

【入札監理課長】

例えば、29年4月からは、標準型でいえば、県内業者の活用をそれまで1.0点だったのを、1.5点に見直したり、入札参加者の所在地について、2.5だったものを3.0に見直しています。それについては、監視委員会での御意見を踏まえながら変えております。

【伊藤委員長】

総合評価方式の項目と点数の決定は、どこに決定権限があるのですか。入札監理課ですか。

【入札監理課長】

入札監理課で決定しております。入札制度等改革部会等の案件としては扱っていません。

【伊藤委員長】

知事であったり、議会であったり、そういうところからの要求だったり、お話しだったりもあったりするのですか。

【入札監理課長】

全くないということではないですけれども、頻繁に聞こえてくるということはないです。

【伊藤委員長】

ワークライフバランスだとか、働く女性応援とか福島県独自のもので、いいんですけれども、どこからどういう話が出てきたのかなと思ひまして。入札監理課でこういうのを入れた方がいいよねということでお入れになったのならそれはそれでいいと思うのですけれども。

【入札監理課主幹】

宮城県の点数の件ですけれども、宮城県では、この項目があれば何点ということではなくて、例えば技術力であれば、何項目かあって、項目によって重みがありますので、この表は、無理矢理分けたため、このような表示になっております。

【伊藤委員長】

他の県とは意味合いが異なるということですね。

【高嶋委員】

今の働く女性応援、国土交通省でも入れておりますので、福島県は早いほうだと思います。今後、他の県でも追従していくのかなと思います。

【小堀委員】

意見ですが、今回の中でどうしても分からなかったものがあって、16ページ、17ページの落札者決定基準であったり、意見聴取であったり、会議のあたりだったり、施工計画の適切性に対する評価結果と評価基準だったり、なんとなく見えなくもないのですけれども、次回以降もし可能であればの提案なのですが、非公開で資料回収でも結構なので、どういうことが、落札者決定基準として決められて、どういう風に個別案件ごとに入札の評価基準として決められて、それが落札者決定の基準とかとどういう風に結びついているのかということが見えてこないんですね。それは絶対非公表で出しようがないものなんだということであれば、仕方がないのですけれども、モヤモヤ感が今日の議論の中で取れないので、もし検討の余地があれば次回以降検討していただきたいと思います。

【入札監理課長】

技術審査会を含めた全体的な流れということですね。

【伊藤委員長】

それでは、最後に審議事項に戻りまして、ウ「工事及び測量等委託業務の最低制限価格等の見直しについて」です。

これから非公開での審議に入りますので、傍聴者及び報道機関の方には、退席をお願いします。

なお、非公開部分の議事の概要につきましては、要望があれば、会議終了後、私の方から説明させていただきます。

(傍聴者・報道機関退席)

以下非公開審議

《「工事及び測量等委託業務の最低制限価格等の見直しについて」は、非公開につき概要のみを記載》

【事務局】

先ほどの総合評価方式の失格基準の件ですが、参考資料の1ページで最低制限価格制度の場合、最低制限価格を下回れば即失格となりますが、総合評価で用いている低入札価格調査制度の場合、制度上即失格にできません。詳細な見積内訳書などを出してもらって中味が正しいかとか、経営状況だとか、技術者の確保状況だとか、詳細な調査をして判断します。即失格とならないため、評価基準価格を設けないと、調査基準価格を下回った価格で入れてきてしまうということで、評価基準価格を設けています。

【委員】

なかなか難しいんですけども、簡単に言うと、幅は、変えないで規模によって、今までの曲線と違う実態があるので、戻しましょうと。それと国の基準にだいたい合わせましょうということですよ。

そのことと、今お話しがあったのは、参考資料の1ページ目のところでお話しがあったんですけども、多分先ほど御発言をした委員は、だめなのはDなのだから、Cの業者、Cの価格をそのまま使えばいいじゃないかという主旨の御発言だったと思いますが、それもそれとして話としては一つ理があるのかなという気がしますけれども、失格基準がなければ、どんどん安くなるんだけど、失格基準があるんだから、失格基準をクリアしていれば、企業努力で安い金額で、それも総合評価方式の評価に反映されると。それ以下だったら、みんな同じ価格ではなくすることで、よりやすい価格で契約できる可能性が今より広がるということですよ。

【委員】

中味としてはそうなのですが、評価基準価格というのは、ここに出てきませんが、これはどこにあたるのですか。

【事務局】

評価基準価格は、予定価格なり、調査基準価格なり、失格基準なりをもとに県で設けるもので、それ以下のものは、計算上その価格に引き上げられるというものです。非公表としておりまして、この図には出てこないこととなります。

【委員】

最近その言葉が出てきたのですか。評価基準価格に引き上げられて、同じラインに並ぶことを初めて聞いたのですが。

【事務局】

評価値算出価格というのは、この計算式にありますように、実際に評価値を算出するための価格で、品質確保に疑問が残るゾーンについては、調査の対象となる基準まで、いわゆる評価基準価格に戻して、総合評価の評価値を出すという制度になっています。

【委員】

これは、総合評価を始めたときから使っていたんですか。

【事務局】

補足しますと、失格基準は、低入調査基準価格と違って、合計でなく、直接工事費なら直接工事費の基準を下回っているのがアウトとか、現場管理費が基準を下回っているとか、個別に見るものなので、調査基準価格とは異なります。

【事務局】

失格基準があるのになぜ引き上げるのかという話なのですが、そもそも総合評価方式は国で始まったのですが、国で行った総合評価方式においては、失格基準がないんです。なので、どこまでも下げると、どこまでもその低い金額で計算するということになる。県ではそういうことはしないで、直接工事費とか現場管理費だとかで失格基準を設けてますけれども、もともとの制度設計の中で、調査基準価格なり、評価基準価格なりまで引き上げるということに国の制度でなっていたということです。

【委員】

それは、失格基準がないからそういうのを設けないと、いくらでも低い価格が出てきてしまう。でも、県は失格基準があるんだから別に低い価格でもいいじゃないという理屈もありえますよね。

【事務局】

あくまで調査基準価格以下は好ましくない価格だということが認識としてありますので、そこまで引き上げるというのが、あながち間違いではない。我々は予定価格と調査基準価格の間に入れてくれるのが望ましいという制度設計をしています。

【委員】

おっしゃることは分かりますけれども、立場、考え方が変われば違う見方もあるのかなと思います。で、今日の話は、その話ではなくて、算式を変えることによって、最低制限価格が国レベルに当たっているというか、前に戻ると。こういうことについてどうかということについて、提案の趣旨ですけれども、それについてどうですか。

【委員】

アナウンスというか、中味は公表をしないということですが、見直しをしたということ自体はどのようにするのですか。

【事務局】

まずは、今日の審議結果につきましては、この後委員長が、要望のあった記者に対して説明をします。あとは、県としての最終決定につきましては、今回御了解いただければ、速やかに決裁をとりまして、県のホームページに公表します。

【委員】

評価基準価格以下の入札額の場合は、評価基準価格に戻して、評価値を算出するという論点については、他の自治体の状況も含めて今後の検討としていただけるとありがたいなと思います。

この議題についてはよろしいでしょうか。それでは、審議事項ウについては事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹】

それでは、以上をもちまして、「第65回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。